

議案第36号

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市発達支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、愛西市発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害のある児童又はその疑いのある児童及び障害のある者に係る支援等を継続的に行い、もってその福祉の増進を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市発達支援センター	愛西市石田町宮前16番地1

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童発達支援に関する事業
- (2) 地域支援に関する事業
- (3) 保育所等訪問支援に関する事業
- (4) 相談支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用許可)

第5条 センターを利用する者（前条第1号に規定する事業を利用する者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の停止等)

第6条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止又は制限することができる。

- (1) 感染症疾患があると認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 センターを利用する者（第4条第1号又は第3号に規定する事業を利用する者に限る。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 センターの利用者は、故意又は過失によってセンター又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。